

○ 交通事故被害者に対する被害者支援の一層の推進について

(令和2年8月18日岩交指第153号警察本部長)

関係所属長

交通事故の被害者及びその家族、又は遺族（以下「交通事故被害者」という。）に対する被害者支援については「交通事故被害者に対する被害者支援の一層の推進について」（平成27年8月26日付け岩交指第242号）により、被害者連絡調整官等の体制を強化し、その推進を図っているところであるが、未だに、警察署等における被害者連絡等の不徹底が認められる現況にあることから、交通事故被害者等に対する適切な被害者連絡について、再度、徹底を図り、一層の推進に努められたい。

記

1 捜査員の基本的心構え

一般的に交通事故被害者は交通事故の概要、発生の経緯等、真実を知りたいと望んでおり、警察に対しては、的確な捜査と被疑者に対する厳正な処罰を期待している。交通事故事件捜査に当たっては、適正かつ緻密な捜査を推進して被疑者を検挙するとともに、事故原因の徹底究明を図ることは被害者支援の原点であり、交通事故被害者等に事故の概要等について説明を行う場合には、誠実に対応し、捜査上及び人権保障上支障のない範囲で、正確かつ詳細な説明をするよう努めることが必要である。

また、遺品等の保管管理についても適切に行い、返還する際には、丁寧な取扱いに注意し、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な被害者対策を実施すること。

2 被害者連絡の推進要領等について

交通事故被害者等に対する被害者連絡については、下記事項について留意すること。

(1) 警察署等の被害者連絡責任者は、交通事故発生時等において被害者連絡対象事件の該当の有無を確認するとともに、被害者連絡対象事件については推進状況を確実に把握し、必要な措置を講ずること。

(2) 交通事故被害者等に対する被害者連絡に関し、疑義が生じた場合については、被害者連絡調整官等に報告し、指導を受けること。

(3) 被害者連絡対象事件

ア 「死亡ひき逃げ事件」

イ 「ひき逃げ事件」

ウ 「交通死亡事故等」

前ア、イのほか車両等の交通による人の死亡があった事故（事故発生から30日以内に被害者が死亡した交通事故）及び人が3か月以上の傷害を負った事故

エ 「危険運転致死傷罪等に該当する事件」

前ア、イ、ウのほか、危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法第2条、第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）、無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件を「重大な交通事故事件」として被害者連絡の対象事件

(4) 重大な交通事故事件の場合の連絡

各署（隊）における被害者連絡実施状況については、定期報告を求めているところ

であるが、実施状況については被害者連絡の対象事件となる交通事故を認知した初期段階において「被害者の手引き」を交付し、今後の捜査方針等の説明はしているがそれ以降、連絡が途絶えている対象事件が散見されるなど、被害者連絡が適切に行われていると言えない状態にあることから、下記事項を再確認の上、交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡を実施すること。

ア 「死亡ひき逃げ事件」

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ 「ひき逃げ事件」

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

ウ 「交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件」

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

3 組織的な被害者支援のための体制の確立

交通指導課の次長を被害者連絡調整官と指定し、交通事故被害者等に対する被害者連絡を総括し、重大特異事案等発生の際における被害者連絡に係る指揮をするほか、県民課等の関係機関との連携調整を図るとともに、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の被害者連絡責任者に対して、被害者連絡に関する指導、教養を行うこととしている。

また、必要に応じ自ら被害者連絡を行うことができる被害者連絡調整官補佐に本部交通指導課の課長補佐（交通事件担当）及び係長（交通事件担当）を指定し、体制の強化を図っているため、各署（隊）にあっては、被害者連絡の対象となる重大事故事件で、交通事故被害者等から捜査に対する苦情や要望を受けた場合等、被害者連絡において組織的な対応が必要と認められる事案の発生に際しては、情報共有による円滑な捜査と適切な被害者支援を実施するため、被害者連絡調整官又は被害者連絡調整官補佐に対して、迅速に報告するとともに的確な対応をすること。

4 報告

被害者連絡対象事件に関し、被害者連絡を実施した場合は交通指導課交通事件係に実施した月の翌月5日までに必ず報告すること。